

	特定麻薬向精神薬原料	A 麻薬向精神薬原料	B 適用除外 次の濃度以下の物については、麻薬及び向精神薬取締法の規定が除外されます。	C 事故の届出 次の数量を超える麻薬向精神薬原料につき事故が生じた場合は、事故の届出が必要です。
1		アセトン	50%	150kg
2		アントラニル酸及びその塩類	アントラニル酸として50%	アントラニル酸として30kg
3		エチルエーテル	50%	140kg
4		塩酸	塩化水素を10%	塩化水素を20kg
5		トルエン	50%	170kg
6		ピペリジン及びその塩類	ピペリジンとして50%	ピペリジンとして500g
7		メチルエチルケトン	50%	160kg
8		硫酸	10%	20kg
9	○	N-アセチルアントラニル酸及びその塩類	N-アセチルアントラニル酸として50%	N-アセチルアントラニル酸として40kg
10	○	4-アニリノピペリジン及びその塩類	4-アニリノピペリジンとして50%以下	(数量にかかわらず届出が必要)
11	○	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン及びその塩類	4-アニリノ-1-フェネチルピペリジンとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)
12	○	イソサフロール	50%	4kg
13	○	エルゴタミン及びその塩類	エルゴタミンとして50%	エルゴタミンとして20g
14	○	エルゴメトリン及びその塩類	エルゴメトリンとして50%	エルゴメトリンとして10g
15	○	過マンガン酸カリウム	10%	55kg
16	○	サフロール	50%	4kg
17	○	1,1-ジメチルエチル-4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラート及びその塩類	1,1-ジメチルエチル-4-アニリノピペリジン-1-カルボキシラートとして50%以下	(数量にかかわらず届出が必要)
18	○	ピペロナール	50%	4kg
19	○	N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類	N-フェニル-N-(ピペリジン-4-イル)プロパンアミドとして50%以下	(数量にかかわらず届出が必要)
20	○	1-フェネチルピペリジン-4-オン及びその塩類	1-フェネチルピペリジン-4-オンとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)
21	○	無水酢酸	50%	210kg
22	○	メチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類	メチル=2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラートとして50%	(数量にかかわらず届出が必要)

23	○	2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸及びその塩類	2-メチル-3-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸として50%	(数量にかかわらず届出が必要)
24	○	3,4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン	50%	4 kg
25	○	リゼルギン酸及びその塩類	リゼルギン酸として50%	リゼルギン酸として10 g

※麻薬向精神薬原料のうち、アセチレンを充てんした容器に内蔵された多孔物質に浸潤させたアセトン、放射性物質を含有する物は、麻薬及び向精神薬取締法の規定が除外されます。

※バッテリーに使用されている硫酸については、麻薬及び向精神薬取締法の規定が除外されます。なお、バッテリーに使用される予定の硫酸であっても、現にバッテリーに使用されていない硫酸については、規制対象となります。
(H18/6/27 薬食監麻発第 0627001 号)

令和4年8月現在